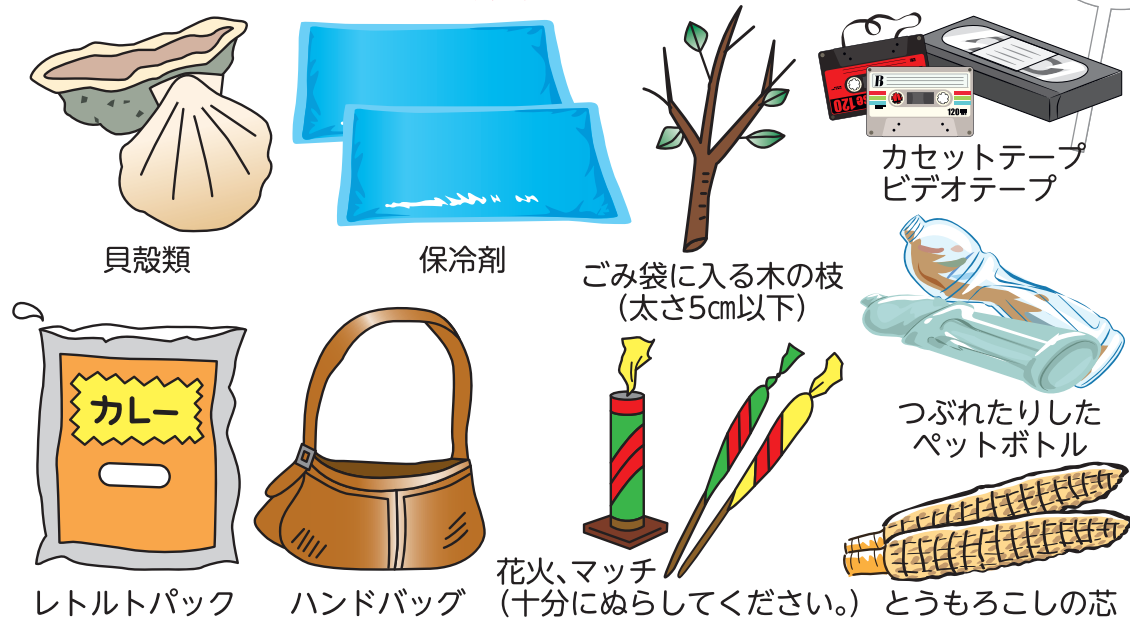


紙類、小さな木類、布類、吸い殻、枯草、ビニール類、発泡スチロール類、革類、プラスチック類、長さ1m以下のひもや縄などが「燃やせるごみ」となります。

主な品目



これらのものも燃やせるごみです



これらのものは燃やせるごみではありません。



●厚さ5cmを超える木材類…… 燃やせないごみ

●悪臭を発生するもの (ペットのふんなど) …… 生ごみ

●辞書などの厚い書籍…… 資源ごみ (古紙類)  
※表紙やカバーが紙製でない場合は取り除いてください。

Q 燃やせるごみを減らせるいい方法はありませんか？

A 毎月の資源ごみ収集日に、段ボール、新聞紙、雑誌、チラシ、牛乳パック、雑がみを無料で回収しています。これまでどおり、町内会の集団資源回収や拠点回収も利用できますので、上手に活用して、ごみを減らしましょう！

注意点

- ▶ 食用油は紙か布にしみ込ませて出してください。食用油は市が指定する場所で専用回収ボックスにて回収もしています。(P18参照)
- ▶ 燃える素材と燃えない素材が混じっている場合は、素材の多い方で出してください。(例:ハンドバッグは、金具付きでも燃やせるごみ。)
- ▶ プライバシー保護のため、見えないように紙袋やビニール袋を使ってもかまいません。

燃やせるごみは桃色の指定ごみ袋に入れてね!



指定ごみ袋以外で出されたものは収集しませんのでご注意ください。

- 「ごみ収集カレンダー」で収集日を確認し、朝8時までに出してください。
- 黒い袋や段ボールに入れて出されたものは収集しません。
- 収集できるのは指定ごみ袋にきちんと収め、持ち手部分をしばっている場合です。
- 指定袋を使用しても事業所から出されたものは収集しません。